

「ハラスメント対策セミナー」を開催しました

栃木労働局雇用均等室

栃木労働局（局長 堀江 雅和）は、「第30回男女雇用機会均等月間」にあたって、平成27年6月30日、事業主・人事労務担当者等を対象とした「ハラスメント対策セミナー」を開催しました。

セミナーでは、マタハラ・セクハラに関する最高裁判所判決について、大木 一俊 栃木労働局紛争調整委員会会長・弁護士からの講演のほか、局担当者からマタハラ・セクハラ・パワハラを防止するための雇用管理上の留意点等の説明を行いました。



大木 一俊 弁護士の講演

お問い合わせ

☎ 028-633-2795